

2011年2月16日

北海道知事
高橋 はるみ 様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

銭函風力開発事業に関する要請・意見書

石狩海岸において銭函風力開発株式会社が計画している「銭函風力開発事業」は、道民の健康に大きな影響を与える危険性があること、国民・道民にとって非常に貴重な自然に多大な影響を及ぼすこと、そして事業者によって行われた健康や自然に対する影響評価が非常に非科学的・非論理的で杜撰であることから、まことに大きな環境問題となっております。この風力開発事業による道民の健康への悪影響と、国民・道民にとって貴重な自然の喪失に関して、貴職、北海道知事には大きな責任があります。

私たちは、2010年10月23日と2010年11月26日の二度にわたり、この問題に関する質問・意見書を貴職に提出しました。私たちの質問・意見書は、10月には、低周波音など人体の健康への悪影響についての質問、そして北海道自然環境保全指針で抽出された「すぐれた自然地域」への悪影響についての質問、合計4項目について、知事の見解・回答を求めました。11月には、北海道自然環境保全指針が北海道知事自ら重視すべきこと、そして昨年7月に策定した北海道生物多様性保全計画において生物多様性保全のためには道庁内部の横断的な連絡協議や道民と行政の連携が必要であることを追加し、知事直接の回答を求めました。

それに対して、2011年1月19日付で環境生活部環境局長名の回答がありました。しかし、この回答は、第一に、北海道民の健康を守り、貴重な自然の保護・生物多様性保全を実行する部局のものとしては部局の存在そのものが疑われる内容であり、北海道の環境行政上、その全体に波及する悪影響を考えますと極めて問題が大きいと判断します。第二に、北海道民の健康と貴重な自然に大きな責任を有する知事が直接回答しないことは、極めて無責任であると批判します。従って、貴職におかれましては、改めて、質問項目ごとに具体的かつ明解な表現で、みずから回答していただけますよう、強く要請します。

昨年10月と11月に提出した貴職への質問項目と、今年1月に送付された環境局長名の回答内容を併記し、問題の大きさを再度指摘しますので、明解かつ真摯な回答を知事ご自身からいただけますよう強く要請します。

また、銭函風力発電事業を認められない理由として、新たに、国の海岸法と海岸保全基本方針、ならびに北海道の海岸保全基本計画の観点から新たな意見を述べます。この点に関しても、知事の見解を求めます。なお、知事のご回答は、月を変えずに早急をお願いいたします。

1. 低周波音など人体の健康への悪影響について

標記に関する私たちの質問は、以下の3項目であった。すなわち、第1の質問：貴職は、北海道民を代表して、この風力発電事業が「道民の人体の健康にまったく影響がない」と明言するか、第2の質問：近隣住宅地の住民に関して、医学的見地からの健康被害予測を北海道として行う、または北海道が事前に事業者に行わせるべきと考えるが、貴職はその

ような事前の対策を講じる用意があるか、そして第3の質問：貴職は、将来的に、風力発電施設建設によって健康被害が生じた場合、「北海道として責任をとる」と明言するか。

以上の3項目に対する環境局長名の回答は、項目ごとに明言した回答ではなく、「事業者が、NEDOのマニュアルに基づき、環境への影響を事前に予測・評価し、その影響の回避・低減に努めるとともに、住民や関係自治体に意見聴取を行うなど手続きが進められているものと承知しています」、また「風力発電施設の低周波音による影響については、国において、今年度から、(中略)、実測調査を行い、(中略)、道としましても、この調査状況を注視するとともに、今後とも、国と連携し、適切に対応したいと考えています。」となっております。

私たちの質問は、道民の健康と貴重な自然環境の保全に責任がある北海道知事の見解を求めました。しかし、上記回答は「事業者、NEDOマニュアル、国」という北海道・北海道知事以外の主体が明記され、一方で、北海道は「・・・承知し、・・・注視し、・・・連携し、・・・今後、・・・適切に対応する」と不明解な表現の行動が示されています。この回答は、北海道の主体性がまったく認められないので、極めて無責任な回答となっていることが明白です。他方、この回答は、「北海道にはまったく責任がない」ことを曖昧な表現で述べているように判断されますが、極めて不明解です。

従って、道民の健康に関する第1から第3の質問に対して、特に「知事は、この事業によって健康被害が生じないと判断するので、被害が生じた場合には北海道として責任をとる」と、明解な回答をしていただけますよう、要請いたします。

2. 北海道自然環境保全指針で抽出された「すぐれた自然地域」への悪影響、ならびに追加意見について

1989(平成元)年に北海道が定めた「北海道自然環境保全指針」は、北海道が全国に誇る指針であり、風力発電事業が予定されている石狩海岸は、その指針によって「すぐれた自然地域」に挙げられているので、10月の質問・意見書において質問しました。すなわち、第4の質問：北海道知事は、北海道知事が過去に定めた北海道自然環境保全指針を守り、それに基づく「すぐれた自然地域」を保全する義務があります。知事は、そうしたすぐれた自然地域である石狩海岸への悪影響に関してどのように考えるか、「すぐれた自然地域」とされた石狩海岸の自然は価値がないと考えるのか。また、11月の追加意見では「北海道自然環境保全指針は、北海道知事自ら重視すべき指針である」理由と、この指針が北海道の自然環境保全政策の根幹にあった歴史的経過を詳細に述べました。

これらに対する環境局長名の回答は、「この指針は、法律や条令(条例)等に基づく地域指定や基準とは異なり、法的な拘束や規制を伴うものではなく、自然の適切な保護等について、道民や事業者などが、自ら配慮するための道しるべとして策定したものです。道としましては、事業者には開発事業行為の実施に当たり、指針の性格をご理解いただき、構想段階からの、自発的、積極的な自然環境への配慮を促してきています。」、また「北海道自然環境保全指針は、法律や条令(条例)等に基づく地域指定や基準といった規制的手法とは異なり、道民や事業者などが、それぞれの立場において自ら環境に配慮して行動することにより、自然環境を保全していこうとするものです。道としましては、事業者には指針の性格をご理解いただき、自発的な自然環境への配慮を促してきているところであり、先般、この風力発電事業者は、自ら実施した環境影響評価の結果に基づき、動植物に対する影響を可能な限り低減するため、設置基数を削減したと承知しております。」であ

りました。

以上の回答は、北海道の自然環境保全政策において、その全体に波及する悪影響が計り知れず、極めて問題が大きな回答であり、決して座視できる内容ではありません。

第一に、今回の環境局長名の回答は、北海道自然環境保全指針の解釈とその後の政策に反映させてきた経緯をまったく踏まえていない点で極めて問題が大きいと判断します。そもそも、北海道自然環境保全指針は、その目的と性格において「この指針の内容は、法律や条令等に基づく地域指定や基準とは異なり、法的な拘束力を有したり規制を伴うものではなく、本道の自然の適切な保護と節度ある利用について、道民、事業者、行政機関等が、それぞれの立場において自ら配慮するための道しるべとしての性格を有するものである。」と明記されております。

また、北海道自然環境保全指針の前書きには、当時の知事が「道では、この指針に盛り込まれた理念や基本的な方向性を踏まえ、今後の自然環境保全施策を進めてまいりたいと考えていますので、道民の皆様のご理解とご協力をいただければ幸いです。」として目標と方向性が明記されております。

さらに、昨年7月に策定された北海道生物多様性保全基本計画では、実際に、北海道自然環境保全指針の策定以降、同指針に基づいて、北海道湿原保全マスタープラン(1994年)、北海道野生動物保護管理指針(1996年)、北海道希少野生動植物保護条例(2001年)などの策定、制定が多数続いてきたことが明記されております。

従って、北海道自然環境保全指針は、現在までの北海道の自然環境保全政策において、いわばバイブルのように扱われ、実質的に遵守されてきたことが明白です。すなわち、今まで「法的拘束力がないから、この指針に従わなくとも良い、あるいはすぐれた自然地域を保全しなくても良い」という解釈は一切なされておられません。11月の追加意見で強調しましたように、「行政機関の長である北海道知事は、自ら作成した本道の貴重な自然の保護と利用に関する指針を自ら配慮するための道しるべ」とすべきであります。

第二に、指針の内容と環境局長名の回答の間の齟齬を指摘します。指針では「道民、事業者、行政機関等が、それぞれの立場において自ら配慮する」と明記されていますが、回答では「道民や事業者などが、自ら配慮する」や「道民や事業者などが、それぞれの立場において自ら環境に配慮して行動する」と、指針の表現から「行政機関等」が抜けた表現の回答がなされており、「北海道が事業者に配慮を求める」旨だけが回答されています。

このように事業者が積極的に配慮するかどうかはともかく、行政が事業者に配慮を求めるのは当然ですが、それだけで済む問題ではありません。指針を正しく読むならば、「行政機関等」を完全に無視した回答を書くことはできず、「道民の代表、かつ行政機関の長である北海道知事が、その立場で、自ら率先して指針を重視すべき」と解釈するのが当然です。従って、行政機関の長である知事を筆頭にして、北海道の自然環境保全を担当する行政機関・部局は、「それぞれの立場において自ら環境に配慮して行動することにより、自然環境を保全していこう」としなければなりません。北海道は、北海道自然環境保全指針の理念を長い間守り育ててきた経緯があるにもかかわらず、同指針によるすぐれた自然地域を私企業が破壊する行為について、北海道自らなぜ配慮できないのか、全く理解できません。

それに対して、北海道が事業者にだけ自らの配慮を求める形は、行政機関としては余りにも無責任です。改めて、以前の第4の質問に対して、真摯な回答を知事自らの言葉でいただけますよう、お願いいたします。

今回の環境局長による間接的な回答は、北海道の自然環境保全政策の根本となる「北海道自然環境保全指針」を長い間、大切に遵守してきた部局が自らその指針を放棄し否定する形となり、総合判断ができる知事が自然環境保全を目的とする部局に目的を放棄させたことになり、知事の責任は極めて重大であると考えます。また、道民の質問に対して回答責任がある知事が直接回答しない点でも極めて遺憾です。従って、過去2回にわたる私たちの質問に、知事自らの言葉で、明解に回答いただけますよう、重ね重ね強く要請いたします。

3. 新たな質問

環境局長名の回答は、私たちの質問への回答としてだけでなく、北海道の自然環境保全に関して内容的に座視できない大きな問題を含んでいます。ここに、第5、第6ならびに第7の質問としますので、これらについても、知事自らの回答をお願いいたします。

(3-1) 質問5

第一に、環境局長の回答では、「道としましては、事業者には開発事業行為の実施に当たり、指針の性格をご理解いただき、構想段階からの、自発的、積極的な自然環境への配慮を促してきています。」と書いてあります。

しかしながら、北海道自然環境保全指針では、「すぐれた自然地域」を構成する「すぐれた自然の要素」ごとに、保全水準（資質水準、保護水準、利用水準の3項目）が設定されています。石狩海岸では、資質水準が3（北海道的レベル）か4（圏域的レベル）、保護水準が2（やや稀少、脆弱、不安定）か3（やや普通、安定）、そして利用水準は2（原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る）か3（自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーションの利用を図る）と評価されており、その上で「2つ以上のすぐれた自然の要素が重複して存在する部分については、評価のより上位のランクの要素をもって、その部分の利用水準として運用されることになる」と明記されています。従って、風力発電事業が予定される石狩海岸では、利用水準2（原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る）が基本となります。

これに対して、昨年の事業者によるアセスメント（案）では、指針において自然の要素が重複して存在する部分について、上位のランクの要素をもって利用水準とする判断がまったく抜けております。以上のことから、北海道は事業者に対して「構想段階からの、自発的、積極的な自然環境への配慮を促してきています」と決して言えません。

第5の質問として、北海道が事業者に「配慮を促した」内容は「構想段階から北海道のすぐれた自然地域であるから開発行為を考えないでほしい」としたのか、あるいは「指針には法的拘束力がないから、開発行為・風力発電事業が可能である」としたのか、「配慮を促した」という現在までの具体的な内容と経過を明解に回答していただけますようお願いいたします。

(3-2) 質問6

第二に、環境局長の回答では、「先般、この風力発電事業者は、自ら実施した環境影響評価の結果に基づき、動植物に対する影響を可能な限り低減するため、設置基数を削減したと承知しております。」とあります。

しかし、この削減が石狩海岸の自然環境への影響を可能な限り低減したとは、まったく言えません。昨年、設置基数が5基少なくされましたが、その削減は、主に住宅地に近く、海岸から遠い内陸部の2基が少なくされており、事業者のアセス報告では「環境面の問題

はないと考えているが周辺住宅への心理的な影響などを考慮した」とされていますので、低周波音の影響を考慮された結果と考えられます。他方、石狩海岸の中で池の周辺の3基が削減されましたが、貴重な「すぐれた自然地域」（砂浜、砂丘植生、エゾアカヤマアリ生息地を含む）の基数はほとんど削減されておりませんので自然環境への大きな影響が危惧されるままです。従って、すぐれた自然地域の自然環境保全の観点から、影響の回避や低減がなされたとは決して言えません。

ところが、北海道が「承知した」という環境局長の回答があります。この回答によりますと、北海道が石狩海岸の自然科学的特徴と価値を把握し、それらを保全することと風力発電施設建設の影響について、事業者による構想や環境アセスメント報告を鵜呑みにしないで、自ら判断したと受け取ることができます。逆に、北海道の「承知」は、現地の自然環境の大切さを確認せず、事業者の計画を丸呑みしたことになるならば、回答は、まったく納得できるものではなく、将来に禍根を残すものです。

従って、第6の質問は、北海道が自然環境保全指針において重視されてきた石狩海岸の自然と価値の保全に関して、この風力発電事業がすぐれた自然地域を破壊しない事業であると、北海道が自ら調査した上で自ら判断したのか、明解な回答をお願いします。

(3-3) 質問7

第三に、「これまで策定した指針などについて、総体的に見直すことにしています」との回答は、北海道の生物多様性保全計画と自然環境保全指針に関する質問に対して、また、保全計画に示された庁内連携会議等に関する質問への回答として、まったく意味不明です。まず、前回の質問内容に対する明解な回答を求めます。

その上で、上記の回答では「北海道の自然環境保全に関して実効性を発揮してきた指針や計画等は、この風力発電事業に関与できない、あるいは、関与させない。北海道としては、今後策定する指針などに法的拘束力を持たせ、生物多様性の危機を招いてきた開発行為を規制して生物多様性保全が確保されるようにするので、この風力発電事業については除外し関与しない」と解釈して良いのでしょうか。このことを第7の質問としますので、明解な回答を求めます。

ちなみに、北海道知事は、別途、生物多様性保全のために法的拘束力がある法令を制定すると明言され報道されています。しかし、この言質は、北海道自然環境保全における現在に至る良き流れを無視して、現実の問題を解決しない点で、欺瞞に満ちております。石狩海岸の貴重な自然の保全について、知事には法的拘束力の云々を述べる以上に、大きな裁量権があると考えますので、生物多様性保全のために重要な自然環境保全指針を重視して、石狩海岸の自然を守るべきと考えます。

貴職におかれましては、昨年10月から継続した質問・意見と新たな質問に対して、自らの言葉で、極めて早急に、明解かつ真摯な回答をいただけますよう、宜しく願います。

4. 新たに、国の海岸法と海岸保全基本方針、ならびに北海道の海岸保全基本計画の観点から、石狩海岸における風力発電事業の中止を求めます

銭函風力開発事業に関して、別途、海岸法に基づく国の海岸保全基本方針ならびに北海道の海岸保全基本計画において、防護・環境・利用の観点から石狩海岸が位置づけられており、国でも北海道でも、この法定計画について遵守が必要と考えます。

(4-1) 海岸法と海岸保全基本方針について

2000(平成12)年に改正された海岸法では、第二条の二に「主務大臣は、政令で定め

るところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を定めなければならない。」、また、第二条の三に「都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めなければならない。」と書かれています。

海岸保全基本方針では、海岸の保全の基本的な事項として、(1) 海岸の防護、(2) 海岸環境の整備と保全、(3) 海岸における公衆の適正な利用、ならびに(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項が挙げられるほか、(5) 海岸の保全に関するその他の重要事項が挙げられています。特に(2)では、多様な生物が存在していること、環境容量が有限であることから海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべきこと、特に優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮すること、海岸環境に関する情報の収集・整理と分析を行い、その結果の公開を通じて関係者間の共有を進めることにより保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めることが明記されています。

(4-2) 海岸保全基本計画について

北海道が定めた「石狩湾沿岸海岸保全基本計画（平成15年2月）」は、目的の項において、国が定める海岸保全基本方針に基づいて前項に記した(1)～(5)の事項を推進するため策定された趣旨と、沿岸の長期的な海岸保全の基本方向と施策を示す性格づけが記述されています。

第一に、海岸の保全に関する基本的な事項として、①自然特性の生態系の記述では、北海道自然環境保全指針に基づき一部補足して、保護対策等を考慮すべき植生や生態系を明記しており、植生分布では、石狩海岸（石狩川河口～銭函、石狩市と小樽市）について「特に、石狩海岸砂丘林は、人為的影響によって極端に減少するおそれがあるほか、銭函から厚田までの25km程度に及ぶカシワ林は冷温帯地域における海岸林の典型として貴重な存在であり、海岸草原も含めた海岸植生全体としての保全が必要である。」と明記されています。また、動物分布については、石狩海岸地域に天然記念物のオオワシ、オジロワシなどが確認されていること、石狩浜の海岸草原に生息し、約45,000にも及ぶスーパーコロニーを形成する昆虫類のエゾアカヤマアリは、学術的観点からも大変貴重なものになっていることなどが明記されています。

②社会特性の観光・レクリエーション利用については、「中でも銭函から石狩川河口までの石狩海岸は、人口が集中する札幌圏を背景に道内を代表する海水浴場となっている」ことが明記され、③海岸保全に関する長期的な課題のうち、海岸の整備と保全に係る課題では、「石狩海岸については道内でも1、2の利用者数を誇る海水浴場があることや札幌圏の身近な海岸であることから、一部の海岸砂丘では車や人による海浜植物への被害が深刻な状況になっている。このため、残された貴重な自然を財産として守り育てていくための多様な施策を積極的に推進していくことが必要である。」と明記されています。他方、公衆の適正な利用に係る課題では、石狩湾沿岸の砂浜の多くは海水浴場として利用されており、ゴミ問題やレクリエーションの多様化の伴う諸問題に対する対応の必要性などが記述されています。④海岸環境の整備及び保全のための施策において、沿岸域における生態系の保全として、「石狩湾沿岸には豊かな自然を背景に多種多様な動植物が生息し、優れた生態系を形成している。（中略）これらの環境は、生息する動植物はもとより、地域住民の生活環境、漁業や環境、レクリエーションなどの産業においてもかけがえのない貴重な資源であり、憩いと安らぎを供与する重要な場であることから保全保護に努めていく。特に、被害が深刻な石狩海岸の海浜植物においては、地域住民及び保護センターとの連携

を図りながら生息地域内の立ち入り規制や保護教育・保護活動の長期的・継続的な施策に対して支援協力していく。」と明記されています。

⑤海岸景観の保全に関する施策では、「観光資源としても重要な役割を担う沿岸域は、安全性を確保しつつ地域にふさわしい海岸景観の保全が求められており、優れた自然景観を損なうことなく整備していくことが必要である。」と記され、さらに、公衆の適正な利用を促進するための施策では、多様化する利用と海岸環境や地域生活面の調整問題、海岸利用サービスの充実、沿岸域の観光などについて記されています。

第二に、海岸の保全に関して、石狩沿岸の基本理念は、「海岸域に残された歴史・文化を継承しつつ人も自然も快適に暮らせる海岸いしかり」と特徴づけられています。また、本計画の基本方針が、国の海岸保全基本方針に合わせ「防護」、「環境」、「利用」ごとに定められており、そのうち環境については「・・・保護する自然、利用する自然を明確にして、自然環境を残しながら海岸の保全を図っていく」、利用では「・・・高齢者や障害者も気楽に利用でき、身近に自然とふれ合える魅力ある海岸利用の整備をはかっていく」ことが文章で明記され、(1)多様化する海岸利用に向けた海岸づくり、(2)誰もが海岸と親しめる身近な海岸づくり、(3)安全な海岸づくり、そして(4)美しい豊かな自然を継承していく海岸づくりが挙げられています。

第三に、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、防護、環境そして利用の3つの観点から、石狩湾沿岸のゾーン区分が設定されています。そのうち、石狩海岸は、防護に関しては「総合的な土砂収支を踏まえ広範な砂浜を守っていく必要があるゾーン」、環境では「砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要なゾーン」、利用については「都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン」と設定されています。

全体的なゾーニングとしては小樽海岸の高島岬から石狩海岸を経て厚田海岸の望来浜北端までの範囲が「石狩浜ゾーン」とまとめられ、この特性として、海岸侵食があることや貴重な海岸植生があることが挙げられ、ゾーンの方向性として砂浜の保全・回復、海岸植生の保全・回復、海岸の適正な利用が明記されています。

以上の基本計画は、常識的に見て、非常に素晴らしい内容に富んでおります。一方で、石狩海岸における貴重な自然を破壊し、海水浴などの賢明な利用を妨げるような風力発電事業が認められる根拠はまったく見あたりません。

(4-3) 占用許可について

北海道建設部の担当部局の説明によりますと、海岸保全区域の占用は、海岸法第七条に基づき許可すると説明されました。同条では「その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、それを許可してはならない」と説明されており、その点に関して、砂丘は単なる砂の集まりではなく、長時間をかけて砂丘植物が飛砂を堆積させてきた地形であるので、巨大な風車建設は、砂丘地形を破壊することから海岸の防護だけでも非常に問題が大きく、海岸法第七条に違反することが明らかであります。

また、担当部局の説明にありませんでしたが、海岸保護区域における行為の制限として同条第八条の二は「何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない」と定め、同条第一項第四号には「その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと」が書かれています。この条文のうち、風力発電施設の建設は、「防護・環境・利用からなる海岸の保全に著しい支障を及ぼす」

ことは明らかです。また、風力発電施設の建設は、政令で指定された行為には該当しませんが、海岸の保全に著しい支障を及ぼすことは明らかであり、本条の趣旨を考えるなら、規制されて当然の施設です。

ところで、非常に肝心なことですが、北海道知事は、海岸法の定める海岸保護区域の占用許可を具体的に運用するための条例、規則、要綱などの運用基準（審査基準）を定め、公にする義務があります。この運用基準なしに、占用許可の実務をすることができませんので、それを作成していないことは行政手続法五条に明確に違反し、占用許可自体が違法となる可能性があります。従って、本件に関して、北海道から、法令に示された自然環境保全の基本理念を無視し、法令の法的拘束力を持つ部分にのみ基づいた行政を求められる立場が強く打ち出されておりますが、その立場から見ても、上記の明らかな法令違反によって、北海道知事による海岸保全区域の占用許可は不可能であると考えます。

5. まとめ

風力発電事業が住民の健康問題を引き起こす原因となる事態については、絶対避けなければなりません。この点に関して、公有の海岸を風力発電事業に使用させる許可権限を有する北海道知事には、非常に大きな責任があります。

また、法定の海岸保全基本方針と海岸保全基本計画に基づく、石狩海岸では、防護だけではなく環境および利用の観点からも、風力発電事業が認められると読み取ることができません。海岸保全基本計画だけでなく北海道生物多様性保全計画もまた法定の計画ですが、これらの計画において、石狩海岸の自然の価値が高いことを科学的・論理的に示した根拠が北海道自然環境保全指針です。この指針を法的拘束力がないからとして無視し、風力発電事業を認めることは、上記の法定計画の全体の目的をないがしろにすることになります。

換言するならば、北海道自然環境保全指針や北海道海岸保全基本計画は、北海道行政の指針や基本計画として定めたものですので、北海道はそれを守る義務があります。明らかにこれら指針や計画に反するものについては、指針や計画の全体の目的達成のために、北海道側に適切に事業者を指導する義務があると言えます。そこで、正当な理由もなしに北海道自然環境保全指針や北海道海岸保全基本計画に違反して許可をしたような場合には、裁量権の濫用によって、その違法性が強く疑われることになると考えます。さらに、海岸法の定める海岸保護区域の占用許可を具体的に運用するため運用基準を定めていない、北海道の明らかな法令違反によって、北海道知事による海岸保全区域の占用許可は不可能と考えます。

このように、石狩海岸の風力発電事業は、自然環境保全の観点からも、北海道知事には、果たすべき大きな責任があります。自然環境保全に関して簡明に言いますと、この風力発電事業は、極めて貴重な自然が残る石狩海岸を破壊してしまうこと、大都市札幌圏に位置しながら海水浴や自然観察など賢明な自然の利用ができるレクリエーションの場を破壊してしまうこと、すなわち北海道民にとって自然の保護と利用の両方の価値が失われますので、私たちは、この事業にはいつまでも明解に反対し続けます。

この風力発電事業は、北海道の環境行政に関して重大な問題ですので、北海道知事みずからのご賢察と、現在までの誤った方向に関して軌道修正を強く願います。